

(お知らせ)

訂 正

(配布：令和3年10月4日)

本お知らせにおいて「トラフィカ京カード」及び「バス昼間回数券」の利用停止後（令和5年4月1日から）の払戻しの【計算方法】が交通局の内規に定める計算方法と異なることが判明しましたので訂正いたします。

今回の誤りにつきましては、令和5年4月1日以降の取扱いとなりますので、現在お客様への影響はありません。

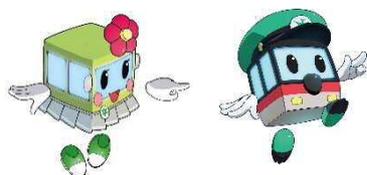
(誤) 発売額－利用した金額＝払戻額

(1,000円－1,000円＝0円)

(正) 発売額×(残額÷総利用可能額)＝払戻額(1円単位を四捨五入)

(1,000円×(100円÷1,100円)＝90円)

※()内は発売額1,000円(1,100円利用可能)のトラフィカ京カードで、1,000円利用した場合の計算例



令和3年5月26日

京都市交通局

〔担当：企画総務部営業調査課
電話：863-5022〕

各種割引乗車券等の抜本の見直し及び現行乗車券の取扱いについて

交通局では、平成31年3月に策定した「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン」で掲げているとおり、市バスの一人当たり乗車運賃が他都市に比べて低いこと、御利用の頻度にかかわらず全国10種類のICカードで乗継割引を適用していること、トラフィカ京カード等の磁気カードの市場が縮小していること、移動経路の分散化が必要であることなどの諸課題に対応するため、各種割引乗車券等の抜本の見直しを行うこととしています。

具体的には、令和3年10月1日に、一日券類の価格適正化を行うとともに、令和5年4月1日に、市民を中心とした御利用頻度の高い方を優遇するポイントサービスへの転換を図ります。

この度、各種割引乗車券等の抜本の見直し及び現行乗車券の取扱いの内容について取りまとめましたので、以下のとおりお知らせします。

1 各種割引乗車券等の抜本の見直し

(1) 一日券類の価格適正化

当面の間600円としている「バス一日券」をはじめとした各種一日(二日)券について、令和3年10月1日から価格適正化を行います。

乗車券名	現行価格		新価格	備考
バス一日券	600円 (300円)	➔	700円 (350円)	平成12年当時の価格は700円
地下鉄・バス一日券	900円 (450円)		1,100円 (550円)	平成30年当時の価格は1,300円
地下鉄・バス二日券	1,700円 (850円)		廃止	磁気カードの縮小方針により廃止
地下鉄一日券	600円 (300円)		800円 (400円)	5区(360円)の往復より安価であることを是正
京都修学旅行1day チケット	700円		適正価格900円 のところ、 当面800円	上段の価格が適正と考えていますが、修学旅行誘致の観点から、当面の間、下段の価格で発売
京都修学旅行1day チケット 【京阪電車拡大版】	1,000円		適正価格1,200円 のところ、 当面1,100円	

※ 価格の上段は大人、下段（ ）は小児

(2) 各種割引乗車券等からポイントサービスへの転換 (別紙1参照)

令和5年4月1日に、市民の方が多く利用されているICカード「ICOCA」、「PiTaPa」限定で、市バス、京都バス、地下鉄の御利用を対象として、条件を満たした方にポイントを還元する登録型のポイントサービスを導入します。

ポイントサービスの導入に伴い、トラフィカ京カード、昼間回数券、全国10種類のICカードによる乗継割引、PiTaPaの利用額割引及び市バス又は京都バスと地下鉄の連絡普通券を廃止します(京阪バス、京阪京都交通と地下鉄の連絡普通券は継続)。ただし、トラフィカ京カード及び昼間回数券は、廃止(利用停止)に先立ち、令和3年10月1日に発売を停止します。

なお、ポイントサービスの登録方法等の具体的な内容については、サービス開始前に改めてお知らせします。

2 一日券類の価格適正化及び各種割引乗車券の廃止に伴う現行乗車券の取扱い

(別紙2参照)

(1) 対象の乗車券

ア バス一日券、地下鉄・バス一日(二日)券及び地下鉄一日券【価格改定前】

(ア) 利用期限

令和4年3月31日まで

※ お客様がお持ちの現行乗車券をできる限り御利用いただけるよう、価格適正化後6箇月間は御利用可能とします。

(バス一日券)

(地下鉄・バス一日券)

(地下鉄一日券)



(地下鉄・バス二日券)



※発売当日限り有効の地下鉄一日券は除く。

(イ) 新乗車券との交換

利用停止後（令和4年4月1日）から令和9年3月31日までの間、現行乗車券と価格適正化後との差額を現金でお持ちいただければ、手数料なしで新乗車券と交換します。

乗車券名	差額
バス一日券	100円（小児 50円）
地下鉄・バス一日券	200円（小児 100円）
地下鉄・バス二日券	500円（小児 250円） ※ 地下鉄・バス一日券2枚と交換
地下鉄一日券	200円（小児 100円）

(ウ) 払戻し

利用期限内である令和4年3月31日までは、通常どおりの払戻し手数料200円を頂いたうえで払戻しを行います。

利用停止後（令和4年4月1日）については、払戻しは行いませんので、御注意ください。

イ 京都修学旅行1dayチケット（京阪電車拡大版を含む。）【価格改定前】

(ア) 利用期限

京都修学旅行1dayチケットは、京都観光推進協議会が運営しているホームページ「きょうと修学旅行ナビ」の専用フォームでのみお申込みいただける乗車券です。

専用フォームで令和3年9月30日までにお申し込みいただいた分については、令和4年3月31日まで御利用いただけます。

(京都修学旅行 1 d a y チケット)



(京都修学旅行 1 d a y チケット【京阪電車拡大版】)



(イ) 払戻し

現行の払戻し期間（利用予定日から14日以内）であれば、通常どおりの払戻手数料200円を頂いたうえで払戻しを行います。

ウ 過去に発売した京都観光一日（二日）乗車券【旧券】

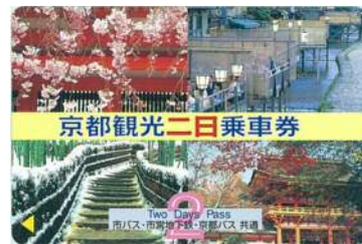
平成30年3月の地下鉄・バス一日（二日）券の発売開始に合わせて発売を停止した京都観光一日（二日）乗車券については、利用期限を設けていないため、現在も御利用いただけますが、この度の価格適正化に伴い、利用期限を令和4年3月31日までとします。

なお、新乗車券との交換及び払戻しについては、発売停止当時にお知らせしたとおり、平成31年3月31日を期限とし、既に終了しているため、交換や払戻しは行いません。

(京都観光一日乗車券)



(京都観光二日乗車券)



エ トラフィカ京カード【令和3年10月1日発売停止】

(ア) 利用期限

令和5年3月31日まで



(イ) 払戻し

トラフィカ京カードについては、利用期限内は現行どおり払戻しは行いませんが、利用停止後（令和5年4月1日）から令和10年3月31日までの間は、手数料なしで払戻しを行います。

※ 使用途中であっても、以下の計算方法により払戻しを行います。

【計算方法】

カードの金額（発売額）－利用した金額＝払戻額
（利用期限内は払戻しを行わず、利用停止後は手数料なし）
例 3,000円券で利用額が1,300円の場合
 $3,000円（発売額） - 1,300円（利用額） = 1,700円$

【計算方法】

カードの金額（発売額）×（カード残額÷総利用可能額）＝払戻額
（利用期限内は払戻しを行わず、利用停止後は手数料なし）
例 3,000円券で利用額が1,300円の場合
 $3,000円 \times (2,000円 \div 3,300円) = 1,818円$
払戻額 1,820円（1円単位を四捨五入）

オ バス昼間回数券【令和3年10月1日発売停止】

(ア) 利用期限

令和5年3月31日まで



(イ) 払戻し

利用期限内である令和5年3月31日までは、通常どおりの払戻手数料200円を頂いたうえで払戻しを行います。

利用停止後（令和5年4月1日）から令和10年3月31日までの間は、手数料なしで払戻しを行います。

※ 使用途中であっても、以下の計算方法により払戻しを行います。

【計算方法】

1冊の金額－利用した金額＝払戻額
（利用期限内は別途払戻手数料200円が必要。利用停止後は手数料なし）
例：バス2,300円（12枚綴り）で4枚利用済の場合
 $2,300円（1冊） - (230円 \times 4枚) = 1,380円$

【計算方法】

○令和5年3月31日まで（利用期限内）

回数券の金額（発売額）－利用した金額＝払戻額

例：バス2,300円（12枚綴り）で4枚利用済の場合
2,300円（1冊）－（230円×4枚）＝1,380円

○令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（利用停止後）

回数券の金額（発売額）×（回数券残額÷総利用可能額）＝払戻額

例：バス2,300円（12枚綴り）で4枚利用済の場合
2,300円（1冊）×（1,840円÷2,760円）＝1,533円
払戻額 1,530円（1円単位を四捨五入）

※利用期限内は別途払戻手数料200円が必要。利用停止後は手数料なし。

カ 地下鉄昼間回数券【令和3年10月1日発売停止】

（ア） 利用期限

発売日の翌月から3箇月目の末日まで（現行どおり）

（イ） 払戻し

利用期限内は、通常どおりの払戻手数料200円を頂いたうえで払戻しを行います。

※ 使用途中であっても、払戻しを行います。

（計算方法はバス昼間回数券と同様）



(2) 交換及び払戻し対応場所

現行乗車券の交換及び払戻しについては、市バス・地下鉄案内所（5箇所）及び定期券発売所（8箇所）で対応いたします。ただし、地下鉄昼間回数券の払戻しについては、地下鉄各駅のみで行います。

交換及び払戻しに当たっては、原則、お一人一券種につき1回10枚（昼間回数券は1回10冊）を上限とします。